

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

8, 4 2 1 百万円（8, 4 2 1 百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

○改正内容

・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

平成 22 年度から 24 年度にかけて実施してきた低炭素社会型浄化槽整備推進事業（市町村設置型、個人設置型）について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野における CO<sub>2</sub>削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

※ 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業

温室効果ガス削減に貢献する省エネルギー型浄化槽（省電力型ブロワを装備）の整備について、一定の要件を満たすものに、より手厚い財政支援を行う。

2. 事業計画（業務内容）

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。

助成率：1／3（一部事業 1／2）、助成先：市町村等

3. 施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

4. その他

上記の循環型社会形成推進交付金による浄化槽整備以外に、他府省に別途計上された以下の国庫交付金により浄化槽の整備を推進。

○内閣府計上

地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）

○復興庁計上

東日本大震災復興交付金（低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業）